

令和9年度(2027年度)八王子市未来に残す東京の農地プロジェクト 事業募集要項

1 目的

現況非農地(宅地、雑種地等)から農地への転換や遊休農地の再生、防災などの多面的機能を発揮するために、必要な施設整備等を支援することで、貴重な農地の確保及び保全、その有効活用を図ることを目的とする。

2 補助対象者

市内認定農業者または市内認定新規就農者

※補助対象事業によってはその他の条件が必要となる場合があります。

3 補助対象事業

① 農地創出型

事業実施者本人が所有する現況非農地(宅地、雑種地等)を農地に整地・整備し、農地等の面積を増加させるために必要な整備事業

【例】建築物等解体処分、徐礫、深耕、客土等

② 農地再生型

遊休農地等の農地を再生利用するための整備や、後継者の就農等に伴う作目転換を促進するために必要な整備事業

【例】障害物除去(樹木等の伐採・抜根等)、徐礫、深耕、客土等

③ 生活環境型

農地が持つ多面的機能を発揮し、地域と調和した農地として保全していくために必要な整備事業

【例】農薬飛散防止施設の整備、土砂流出防止施設、防塵施設の整備、簡易直売所の整備、市民農園の整備等

④ 防災安全型

農地が持つ防災機能を向上するための整備事業

【例】防災兼用農業用井戸(非常時を想定した発電機及び周知用看板も含む。)

⑤ 推進支援型

①～④の事業の実施に係る設計や調査、農地保全に係る広報活動名等の支援

【例】①～④の事業の実施に必要な基本調査等、農地保全のPRに必要な広報

4 補助率等

■ ①及び②事業は、補助対象経費の2/3以内【東京都補助のみ】

※②の事業で認定新規就農者の場合は、補助対象経費の3/4以内

■ ③及び④の事業は、補助対象経費の7/8以内【東京都及び市補助】

■ ⑤の事業は、補助対象経費の1/2以内【東京都補助のみ】

【留意】・補助金額は、補助対象経費に上記に定める補助率を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を上限とし、毎年度予算の範囲内で決定する。
・消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額は補助対象外とする。

5 事業費の上限及び下限

令和9年度(2027年度)予算の範囲内

※令和9年度(2027年度)歳入歳出予算が令和9年(2027年)3月31日までに八王子市議会で可決された場合において確定する。

6 受付期間

(1) 事業実施場所の申告期間

令和8年(2026年)4月30日(木)から5月13日(水)正午まで

(2) 要望調書等提出物の提出期間

令和8年(2026年)5月29日(金)正午まで

7 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時は除く)

8 受付方法

(1) 事業実施場所については、要望調書等の提出前に農林課へ事前にご相談ください。

(2) 要望調書等の提出については、市役所6階農林課へ直接提出してください。

(郵送等不可)

9 提出物

農林課で配布する ①要望調書 ②実施場所がわかる地図を記入のうえ、③見積書の写しを添付し提出してください。

10 申請条件

(1) ①の事業を実施する者は、自己所有の宅地、雑種地等を整備すること。また、本事業による整備後8年間は農地としての活用を継続する見込みがあり、8年間の耕作の義務付けに際し支障がなく、同意していること。

対象農地の面積は次のとおりとする。

ア 市街化区域内:3a(300㎡)以上

※既存の生産緑地に隣接し、規模拡大を図る場合は 1a(100㎡)以上

※事業実施後は、当該農地について生産緑地地区指定の申請がなされること。

イ 市街化区域外:3a(300㎡)以上

(2) ②の事業を実施する場合は、別表に掲げる要件を満たすこと

- (3) ④の事業は、自己所有農地の保全及び防災機能の向上を目的としているため、原則自己所有地に整備すること。また、農地が持つ防災機能の向上に必要等、事業の目的が達成できると市が判断した場合に補助対象とする。
- (4) ④の事業により防災兼用農業用井戸を整備する場合、市と防災協定を締結し、周知用看板の設置及び災害時に近隣住民へ生活用水の供給等に協力できること。また、通常時には農業用水として利用できること。
- (5) 防災兼用農業用井戸の整備は、くみ上げた井戸水が利用できる、最初の水栓(蛇口)までを対象とする。また、井戸ポンプ等の規格は、揚水に最低限必要なものとすること。
- (6) 整備事業について、近隣住民の理解が得られていること。
- (7) 整備事業及び整備する土地について、必要な権利許可関係が調整されていること。
- (8) 要望調書が農業経営改善計画等と整合性がとれ、計画の達成が確実であること。
- (9) 市税を滞納していないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

11 候補者の決定

- (1) 東京都が支援する補助金等の受給状況や申請条件等に合致していることなど、総合的に判断し要望候補者を決定します。
- (2) 候補者の決定の可否にかかわらず、提出者全員に通知します。

12 その他

- (1) この事業は東京都の補助事業を活用して実施しているため、当該調書の提出及び本事業の要望候補者の決定をもって事業の実施を確約するものではありません。
市の審査後、東京都の審査があります。
今後のスケジュールについては都の方針が決定次第、お知らせいたします。
- (2) 要望調書等の提出後に内容の変更等は認められません。
- (3) 事業終了後、補助対象者は5年間の実績報告が必要となります。計画どおり整備等が実施されていない場合、補助金の返還を命ずることがあります。
- (4) 整備した財産の処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(大蔵省令)」に定められた耐用年数によります。
- (5) 生産緑地の相続税猶予を受けている土地を整備する場合、整備地の相続税猶予の指定が解除となる場合があります。詳細は税務署に確認してください。

13 問い合わせ先

八王子市産業振興部農林課(市役所 6 階)
TEL042-620-7250

別表

<p>1 市街化区域以外で貸借等を伴う場合</p>	<p>(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律又は農地法等による売買や貸借の手続き等を行ったか、行うことが見込まれる農地であること。</p> <p>(2) 一地区当たり概ね 10a(1,000 ㎡)以上であること。ただし、農地法第3条第2項第5項に基づき別段面積が設定されている、あるいは、近接した農地の規模拡大のための再生利用等、合理的な理由が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 当該農地について、事業を実施する農業者が<u>8年間を超える期間、耕作することが見込まれており、8年間の義務付けに際し、支障がなく、同意していること。</u></p> <p>(4) 人力・農業機械で草刈り・耕起・伐根・整地等を行うことにより直ちに耕作することが可能な農地で、以下のいずれかの要件を満たす農地とする。</p> <p>ア 農地法第 32 条第 1 項第 1 号における遊休農地※のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地に該当</p> <p>イ 老木化した果樹等が貸借の妨げとなっている農地であること。</p> <p>※現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供しないと見込まれる農地</p>
<p>2 市街化区域内で貸借等を伴う場合</p>	<p>(1) 生産緑地法に基づき、市が生産緑地に指定した農地であること。ただし、実施年度から8年以内に生産緑地への指定の公示から 30 年を経過するものについては、特定生産緑地に指定する同意をすること。</p> <p>(2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律等による貸借等の手続きを行ったか、行うことが見込まれる農地であること。</p> <p>(3) 一地区当たり 3a(300 ㎡)以上であること。</p> <p>(4) 老木化した果樹等が貸借の妨げとなっている農地であること。</p> <p>(5) 当該農地について、事業を実施する農業者が8年以上耕作することが見込まれており、8年間の義務付けに際し、支障がなく、同意していること。</p> <p>(6) 当該事業に際して、農地の貸借期間が原則、8年を超えるものであること。</p>
<p>3 後継者の就農等に伴う作目転換を促進するための整備の場合</p>	<p>(1) 事業承継、就農した者が自ら管理する農地であること。</p> <p>(2) 市街化区域内においては、生産緑地法に基づき、市が生産緑地に指定した農地であること。ただし、実施年度から8年以内に生産緑地への指定の公示から 30 年を経過するものについては、特定生産緑地に指定する同意をすること。</p> <p>(3) 老木化した果樹等の伐採・抜根等の必要がある農地で作目転換を予定する農地であること。</p> <p>(4) 一地区当たり 10a(1,000 ㎡)以上であること。ただし、市街化区域においては 3a(300 ㎡)以上であること。</p> <p>(5) 過去に本事業を用いて伐採・抜根等に対する補助を受けていないこと。</p>